

## 日野第二中学校いじめ防止基本方針

### 1、いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法）

### 2、いじめ防止のための取組

#### (1) いじめ対策委員会

- ・構成 校長、生活指導主任、各学年生活指導部
- ・週 1 回報告、相談会を実施
- ・いじめ案件の実態把握、対応の検討

#### (2) 教職員・保護者・地域への情報発信・周知

- ・年度初めの職員会議にて「いじめ防止基本方針」を周知し教職員の共通理解を図る。
- ・校内研修（年 3 回実施、内 1 回は、全教職員で「重大事態」の定義及びその解釈に関する研修）でいじめに対する指導、対応に関する情報共有を行う。
- ・学校全体でいじめについての授業を年間 3 回実施。（道徳の授業にて行う。）
- ・学校だよりやホームページを通して、いじめ防止の取り組み等を発信する。

#### (3) いじめに対する措置、対応

- ・いじめがあった場合、疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導体制を組織する→「いじめ対策委員会」
- ・対応については構成員で検討対応し、必要に応じて外部関係機関と連携を図る。
- ・問題への対応後、解消した場合も最低 3 か月は様子を見守り、支援を行う。

### 3、いじめ等の早期発見・早期対応

#### (1) アンケート

- ・学期に 1 回のアンケートを実施する。
- ・いじめに関する情報がアンケートに書かれていた場合は速やかに聞き取りをした上で対応するとともに、いじめ対策委員会に情報を共有する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー等相談態勢を整える。

#### (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ・いじめを発見したときは、学級担任だけではなく、組織で考え、役割分担をして対応にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を優先的に考える。
- ・いじている生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ・その場だけの指導にならないようにする。
- ・いじめられた生徒の心のケアをする。

### 4、重大事態への対応

- ・いじめられた児童・生徒の安全確保
- ・重大事態発生について、速やかに日野市教育委員会へ報告をする。

- ・日野市教育委員会が行う調査に協力する。
- ・調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

#### 5、家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時は、家庭との連携を密にし、学校側の指導方針、指導内容について伝える。
- ・サポート会議を学期に1回開催する。メンバーは管理職、各学年主任、生活指導主任、日野市教育委員会、日野警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、日野市発達・教育支援センター「エール」で、問題行動等について検討する。
- ・PTAや育成会で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- ・緊急を要する場合には、日野市教育委員会に指導・助言を求め、学校で組織的に対応する。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。